

令和5年2月20日

各老人福祉施設運営法人代表者
各指定介護保険施設運営法人代表者
各指定介護サービス事業所運営法人代表者 } 様
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について

平素より、県の高齢者福祉施策にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がありましたので、周知します。

記

【高齢者施設等におけるマスク着用の取扱いについて（関係部分抜粋）】

○ 「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）」
（令和5年2月10日付け厚生労働省事務連絡）の4において、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中（※）のマスク着用を推奨することとされていること。引き続き、マスクの着用をはじめ、感染対策の適切な実施にご尽力いただきこと。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設等の管理者等が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀 部	担当	大 野
TEL	058-272-8298（直通）		
FAX	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		